

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 保健所衛生課

番号67

不利益処分の内容		ふぐ加工製品取扱者の業務の停止命令
根拠法令及び条項		神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例第23条第2項
処 分 基 準	関係条項	神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例第17条及び第18条第2項又は第4項
	基準 (未設定の場合は その理由)	食品衛生関係行政処分等取扱要領
	参考事項	
	設定等年月日	平成29年4月1日設定 ( 年 月 日最終変更)